

		作成年月日	
		2009年10月19日	
日 時	2009年10月17日(土) 11:00~17:00	作成者	承認
場 所	九段上集会室	柳沢	白木、納見、平山
出席者 (敬称略)	白木緑(会長)、納見謙一、平山晃(以上副会長)、川野岳大(ACP Representative 補佐)、武藤俊雄、鈴木賢一、齋藤喜康、高橋昌司、妻神邦昭、金山之治、小松平孝弘、田中啓貴(代理)、岡田一、岩本力(以上理事) 以上、議決権保有者 泉浩司、山口哲生(以上幹事)、加藤孝、片桐恭弘、鈴木政弘、下國治、川田日出夫(以上傍聴人)、柳沢宏和(議事録作成)		
議 題	1. AJ 会費改定 2. スタッフ試走の認定期間 3. PBP2011 参加者制限(基準距離設定、主催者優先枠) 4. 事故対応 5. その他		

## <議事内容>

### 1. AJ 会費の改定について

下記の理由により、AJ 会費を改定し、2010 年より実施したい(会長)。

- ・BRM 参加費に含まれる AJ 運営費を見直し、会費により AJ 運営費用の大半を賄うようにする。
- ・保険契約の種別・補償内容の変更が不可避であり、保険料の変更が生じるのでこれを会費に反映する。

- ・現状、AJ の運営費の収支は単年で黒字を確保している。これは、BRM 参加者数の増大、ACP への支払いの円高差益によるところが大である。一方、AJ は非営利組織であり、過大な収益を上げることはできない。そこで、BRM 参加費に含まれる AJ 運営費 200 円を AJ 会員については廃止し、AJ 会員の会費で AJ の運営費を賄うように収入構造を改善したい(会長)。
- ・保険料の立替など一時的に大きな支出があるので、前年度の剰余金を取り崩さない範囲で運営できるようにしたい(会長)。
- ・BRM の参加者数が現状の程度で推移した場合、AJ 会計の単年度の収支は黒字のまま維持できるのか？(鈴木賢)
- ・維持できる(会長)。
- ・具体的に会費をいくらにするかについては、保険契約の補償内容により保険料が変わるので、補償内容を先に決める必要がある(会長)。
- ・現在 AJ 会員が加入している自転車総合保険は販売停止により来年から利用できない。そのため、個人賠償責任保険付き交通事故傷害保険に加入することになる。これにより、賠償責任保険の補償を従来と同じ最大 1 億円にすると、大幅に保険料が高くなる。少しでも保険料を安くするには、入院や通院の補償をこれまでより低く抑えなくてはならない。(会長)
- ・一方、スポット保険については、AJ 会員の保険と同じ補償内容にすると保険料が安くなる(会長)。
- ・AJ 会員もスポット保険を利用するようにはどうか？(鈴木賢)
- ・BRM では参加者が第三者賠償責任保険への加入が義務付けられており、本来なら参加者自身が保険に入

ることが重要であるが、個別に保険ではその都度主催者が保険有効期間など補償の確認をしなくてはならないため、便宜上AJ会員はまとめて保険加入する方式をとっているにすぎない。また、AJの社会的責任として、サイクリスト個々が第三者賠償責任保険に加入した上で自転車に乗るということを啓蒙していく上でも、AJ会員はスポット保険ではなく通年で保険に加入するようにしたい。(会長)。

- ・ 会費がこれまでより大幅に高くなることに抵抗感があるのなら、AJ会員が補償の内容を2段階から選べて、それにより会費が異なるという方法も考えられるのではないか？(岡田)
- ・ 保険料が高くて、サイクリストとして適切な補償内容の保険に加入するのは義務なのではないか(納見)。
- ・ 一般のサイクリストは、AJ会員になるか、非会員としてBRMに参加するかは、AJ会費とBRM参加費とを考慮して安い方を選ぶから、AJ会員のBRM参加費を下げないと会員数の減少につながるのではないか？(岩本)
- ・ スポット保険の保険料は下がっても、非会員のBRM参加費は値下げしなければいいのでは？(加藤)
- ・ AJ北海道のように参加者がAJ会員ばかりで非会員が少ないと、運営上AJ会員のBRM参加費は下げることが難しい(武藤)。

～一時休憩～

- ・ AJ会員の保険は通年の加入とし、来年の年会費はAJ運営費を600から1,000円程度とし、それに保険料を加えた金額としたい(会長)。
- ・ AJに入会するメリットが保険の加入以外にもあるように努力していただければ、保険は通年の加入でもよいと思う(鈴木賢)。

→保険は通年で加入することとし、補償内容を検討する。

- ・ 補償額は高い方がよく、少なくとも現行よりは下げない方がいい(川野)。

→多数決の結果、死亡・後遺障害については1,000万円の補償内容とする。

- ・ 入院・通院の補償は削ってもよいのではないか？(山口)
- ・ 入院・通院についても加入のメリットを感じる人は少なくないのでは？(川野)

→多数決の結果、入院・通院についても補償内容に入れる

- ・ 議論の結果、死亡・後遺障害1,000万円、賠償1億円に入院・通院補償を入れると、年間保険料は5,740円になる。AJ運営費を760円とし、来年のAJ会費は6,500円とする(会長)。
- ・ 死亡後遺障害1,000万円、入院1,000円、通院500円、賠償1億円の保険料が5,740円の他のクラブチームや団体で加入する保険と比べても、保険料自体は妥当な金額ではないか(高橋)。
- ・ この会費改定により、BRM参加費に含まれているAJ運営費200円はAJ会員についてはなくす。非会員のBRM参加費に含むAJ運営については、スポット保険の金額次第になるため、スポット保険の見積もり後、理事会MLで決定する(会長)。

## 2. スタッフ認定の期間について

下記の理由により、スタッフ試走での認定期間を長くできないか(武藤)。

- ・ 日曜日から祝日にまたぐ日程のBRMを実施するとする。スタッフ試走の認定期間は2週間前の日曜日からなので、平日に休みを取得しない限り、試走の機会は1週間前の土日しかないのが現状である。
- ・ したがって、このような場合は2週前の土日で試走しても認定されるようにしてほしい。

- ・ ACP に対して認定期間の延長を依頼することではなく、国内の運用で対応できるのではないかと(会長)。

→議論の結果、日曜日から祝日にかけて実施する日程のBRMのスタッフ試走については、2週間前の土日に試走をしてもよいこととする。

## 3. PBP2011 参加者制限について

2011年のPBPについては、国別に参加者数を制限することがACPより公表されている。そこで、日本国内の参加者枠をどのように配分するかを決めなくてはならない(会長)。

- ・ ACPからのアドバイスにしたがい、オーストラリアの方式を参考にする。
- ・ 2010年にBRMの認定距離がより多い人を優先する。
- ・ ただし、認定距離の獲得競争にならないよう、優先順位に反映する認定距離の上限を設ける。
- ・ 参加者枠の中で、主催者枠を設けたい。

- ・ オーストラリアの方式は、2010年に取得した認定距離に応じ、長い距離の認定を取得した人ほど、早い時期に申込できるものである。認定距離が同一の人が多数いて、参加枠を超えるときは申し込みの早い者順となっている(川野)。
- ・ 2010年に取得した認定距離の基準を作り、2011年のPBPに優先的にエントリーできるようにしたい。2007、2008年の実績から判断すると基準は2,700km程度ではないか。ただし、1,000km、1,200kmを除いた場合の距離である(会長)。
- ・ 1,000km、1,200kmのBRMを含まないのは、来年予定されている1,000km、1,200kmのBRMについて、主催者が受け入れられる参加者数が多くないため、認定距離を取得するために参加者が殺到する事態を避けるためである(会長)。
- ・ 2011年のPBPについて、日本に与えられる参加者枠が何人になるのか、現状では全く不明であるが、仮に150人とする。今年の全BRM参加者の認定実績を勘案すると、この2,700kmという距離は基準として妥当である(会長)。
- ・ 1,000kmのBRMは600km換算でカウントしてはどうか(泉)。
- ・ BRMを1回走っていることには変わりはないのだから、1,000kmのBRMを600km換算でカウントすることに賛成である(岩本)。
- ・ 2010年の開催予定を考えると、北海道の人間には2,700kmという基準はハードルが高い(武藤)。
- ・ コースの難易度別、開催の地域別で認定距離に計数をかけるのはどうか(川野)。
- ・ 天候によって難易度は大きく変わる。また、地域格差を論じたらきりが無い(多数意見)。

- ・ 怪我などで 2010 年に BRM を走れなかったなど基準に達していない人でも、2011 年の PBP を走れる機会を与える枠が欲しい(鈴木賢)。
- ・ 1,000km や 1,200km の BRM を 600km 換算でもよいのでカウントしてくれるのなら、まだ納得できる(武藤)。

→PBP に優先エントリーできる基準の距離については、1,000km と 1,200km は 600km 換算でカウントする。フレッシュはカウントしない。また、コースの難易度などの要素は一切考慮しない。基準となる距離については、理事会 ML で検討し、11 月中旬までに決定する。

- ・ 日本に与えられた参加者枠の中に、主催者枠を設けたい。主催クラブに対して PBP のエントリー優先枠を与えるものである。主催者枠を与える前提として、その主催クラブは 2011 年に 200、300、400、600km の BRM を各 1 回ずつは主催しなければならない。また、その主催クラブ内で主催者枠を利用するスタッフがいない場合、他の主催クラブに主催者枠を譲渡することはできず、AJ に主催者枠を返上するものとする(会長)。
- ・ また、主催者枠を利用できる人は、PBP の参加資格である 2011 年の SR を取得すること、実際に BRM を主催していることが必要である。2010 年の認定距離は問わないが、BRM 開催当日のみの手伝いは認められない(会長)。
- ・ さらに、主催者枠とは別に、会長と ACP Representative 補佐についてもエントリー優先枠を与える。これは、PBP 終了後のレセプションや RM の会議への出席のためである(会長)。

→会長と ACP Representative 補佐に対してエントリー優先枠を与える。

- ・ 主催者枠であるが、各主催クラブにつき 1 人、ただし、BRM の開催回数や BRM 参加者数、認定取得者数を考慮し、A 埼玉、AJ 神奈川、AJ 千葉は 2 人としたいが、どうか?(会長)。
- ・ 妥当な人数配分ではないか(鈴木政)。
- ・ 2 名いただけるなら OK(金山)。
- ・ 異存なし(田中、高橋、岡田)。
- ・ 2011 年に新規に主催クラブが発足した場合、主催者枠を与えるのか?(泉)
- ・ 与えない(会長)。

→各主催クラブに 1 人、A 埼玉、AJ 神奈川、AJ 千葉には 2 人の主催者枠を与えることに決定。

- ・ 日本の参加者枠に対して、2010 年の基準を満たした優先エントリーの人数の方が多い場合は?
  - ・ 抽選とする(会長)。
  - ・ あくまでも認定距離の基準を満たせば、認定距離の多少に関係なく同列に扱う。認定距離の獲得競争が起きないよう、参加者を煽るような言動には気をつけること(会長)。
  - ・ 優先エントリーの基準が決まり次第、速やかに公表する(会長)。
- ・ 主催者枠や 2010 年の認定距離による優先エントリーとは別枠で、PBP 参加資格を満たした人なら誰でも申し込める枠を残しておく必要はないのか? 2011 年から BRM に参加し始めた人については、実質的に PBP に参加できなくなるのではないのか?(鈴木賢)

- ・ PBP 主催者の ACP が 2010 年の認定距離を基準にエントリー時期を決めており、日本では参加希望者のほとんどが 2010 年に 600 まで走ると予測できる。そうした状況の中で 2010 年に走らなかった人を考慮するのは難しい。2011 年に PBP を知った人には次回まで待ってもらえない(会長)。

→2010 年の認定距離による優先エントリーとの別枠を確保することは不要

- ・ 日本の参加者枠に対して、基準を満たした優先エントリーの人数の方が多く、抽選になる場合については、2010 年の BRM 認定距離の基準を満たした主催者は優先されるべきではないか？(妻神)
- ・ 抽選となる場合、主催者は救済されるべきではないか？(加藤)

→採決の結果、否決。抽選の際、主催者は特別扱いされない。

#### 4. 事故対応について

BRM の開催について、道路使用許可の必要性和警察への連絡について、警察庁に確認した(納見)。

- ・ 道路使用許可は必要ない。
  - ・ 警察に事前連絡するとすれば、PC の所在地の所轄警察でよいのではないか。
- 
- ・ 地方自治体の施設などを借りる際に、警察への届出の有無を確認される場合があるが、この警察庁からの回答を資料として提出してよいか？(下國)
  - ・ 全く問題ない(納見)。

#### 5. その他

- ・ 自転車雑誌のイベントカレンダーに BRM の日程を掲載してもらうので、原稿を作成を各主催者をお願いする。特に、1 月開催の BRM を 11 月に販売される雑誌で告知したい場合は、至急原稿の提出をお願いしたい(山口)。
- ・ ACP に対する来年の BRM の開催申請書類であるが、相変わらず単純ミスが多い。AJ に提出する前に、主催クラブ内でのチェックを徹底すること(泉)。

以上、17:00 閉会